

# 動産担保融資の現状と課題

## — 不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の促進のために —

財政金融委員会調査室 うへはら けいいち  
上原 啓一

### 1. はじめに

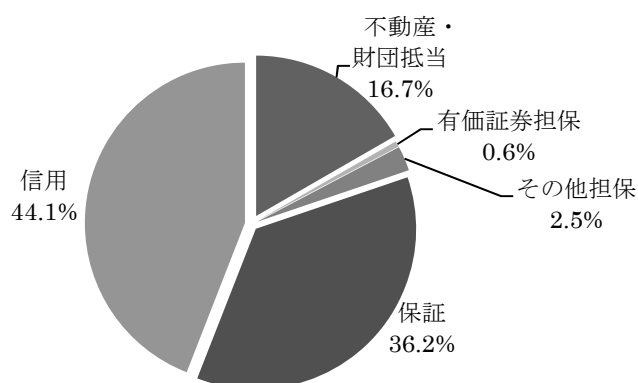
中小企業の資金調達を円滑化する観点から、不動産担保や個人保証に過度に依存した従来型の融資ではない資金調達の途を拡大することが強く求められている。こうした中で、在庫（原材料、商品等）や機械設備等の動産を担保にした融資が注目され、金融機関の動産担保融資への取組も徐々に拡大してきている。本稿では、まず、中小企業における資金調達の現状について述べた後、動産担保融資の実施状況等を紹介しつつ、今後の動産担保融資の課題について論じていくこととしたい。

### 2. 中小企業における資金調達の現状と動産担保融資への期待

金融機関が企業向け融資を行う場合、担保や保証による債権保全が重要視されており、不動産担保を取得することや、企業経営者等の個人保証を求めることが一般的である。

国内銀行の貸出金の内訳を見ると、担保が約 20%、保証が約 36%となっており、担保の大半は不動産となっている（図表 1）。実際、中小企業向け融資の場合、不動産担保の割合が担保付貸出の約 86%を占めるとの実態も示されている<sup>1</sup>。

図表 1 国内銀行の貸出金の担保内訳（平成 22 年度末）



（出所）日本銀行『日本銀行統計』の「貸出金の担保内訳」より作成

しかし、資金を調達しようとする企業には不動産を十分に保有していない企業も少なくない。また、担保とする不動産を保有している場合であっても、地価が低迷している中で、企業が不動産を担保として十分に資金を調達することが難しくなっている。日本銀行金融

機構局の試算によると、借入需要に対して担保が不足している企業（担保制約企業）は中小企業全体の48%に上り、担保制約企業の借入金額は担保非制約企業の借入金額の半分以上にとどまっており<sup>2</sup>、不動産を中心とした担保の不足が中小企業における借入れの妨げとなっていることがうかがえる。

一方、個人保証の利用状況について、中小企業庁の調査によると、約75%の企業が個人保証（経営者本人保証及び第三者保証を含む）の提供を行っており、個人保証の提供は一般的な金融慣行となっている<sup>3</sup>。しかし、万が一、中小企業が企業収益から返済ができないときには、個人保証の部分が実行されてしまい、中小企業の経営者等が所有する不動産や預貯金などを失い、再起が困難になりかねない。

中小企業が担保や保証で過度に負担を負うことは、中小企業の円滑な資金調達を阻害している大きな要因である。このような状況の中、中小企業の資金調達を円滑化する観点から、不動産担保や個人保証に過度に依存した従来型の融資ではない資金調達の途を拡大することが強く求められており、在庫（原材料、商品等）や機械設備等の動産を担保にした融資が注目されている。

### 3. 動産担保融資を推進するための制度の整備状況

これまで動産担保融資は、不動産や個人保証に過度に依存しない融資を促進する観点から推進されてきており、政府においては、次のような取組が実施されてきた。

平成15年12月に取りまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策<sup>4</sup>」（産業金融機能強化関係閣僚等による会合）では、「我が国の産業金融は、産業資金の取り手の企業、出し手の金融機関とも融資に大きく依存し、特に担保は、不動産に拠っている。（中略）こうした構造は、中小企業金融や地域金融において顕著である」との問題認識を踏まえ、「中小企業金融を中心とした過度の不動産担保や人的保証への依存から脱却するため、資金の出し手、取り手双方において、リスクへの対応を多様化する」との方向性が示された。その上で、具体的な取組として、「換金性の高い在庫品を保有する事業者（小売業、卸売業、製造業等）や不動産を保有しない再生企業が、在庫等を担保として資金を調達することが円滑に行えるように、動産譲渡の公示制度の整備を図る」ことや、「動産を担保として評価する仕組みを（中略）政策的に支援する」ことが提言された。

こうした提言を受け、金融庁が平成17年3月に策定した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」では、不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法を拡充するため、動産担保融資の活用を位置付けている。

その後も、動産担保融資の活用を推進するため、動産譲渡登記制度の創設、金融検査マニュアルの改訂による動産の一般担保化、動産担保融資を対象とする信用保証制度の創設といった政策が次のように実現されてきた。

従来、動産譲渡の事実が第三者からは分かりにくいと指摘されていたことから、その公示制度については、平成17年10月施行の「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づき、動産譲渡登記制度<sup>5</sup>が創設され、在庫などの動産の譲渡も登記できるようになった。これまでは、動産を担保物件とする場合、債権者からは二重

に譲渡されるおそれがあるといった法的な不安定さが危惧されていたが、動産譲渡登記制度の運用開始により、こうした問題を予防しやすくなった。

平成 19 年 2 月には「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」が改訂され、「動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれること」を要件として、動産を一般担保として認めた<sup>6</sup>。これにより、金融機関にとっては、資産査定上においても動産担保を利用するインセンティブを高める素地ができた。

平成 19 年 8 月には既存の売掛債権担保融資保証制度の拡充により、動産担保融資への信用保証を対象範囲に加えて流動資産担保融資保証制度が創設された<sup>7</sup>。この制度では、融資金額の 80%を信用保証協会が保証することにより、中小企業向け動産担保融資の円滑化を図ることを目的としている。

このほか、日本銀行は、平成 23 年 6 月に「成長基盤強化を支援するための資金供給」の対象として動産担保融資などに貸付枠を 5,000 億円設定している<sup>8</sup>。これは、環境・エネルギー事業など 18 の成長分野を中心に投融資する金融機関向けの貸付制度であり、政策金融に近い取組とも言えるが<sup>9</sup>、動産担保融資についての金融機関や一般企業への認知度向上と普及につながることを期待される。

#### 4. 動産担保融資の実施状況と具体的取組

##### (1) 動産担保融資の実施状況と拡大の可能性

動産担保融資の実行額の推移を見ると、主要行においては平成 20 年度に 3,148 億円、21 年度 5,032 億円、22 年度 5,275 億円、地域金融機関では平成 20 年度に 585 億円、21 年度 617 億円、22 年度 669 億円となっており、動産担保融資への取組が徐々に拡大している(図表 2)。従来、動産担保は主担保たる不動産担保を補完するための「添え担保」として取り扱われてきたため、動産担保融資は積極的には実施されてこなかったが、平成 17 年 10 月の動産譲渡登記制度の創設など、動産担保を活用しやすい環境の整備が進んだことが動産担保融資の拡大につながっているものと思われる。

財務省の法人企業統計を見ると、我が国の中小企業(ここでいう中小企業は資本金 1 億円未満)は、平成 23 年 3 月末時点で約 104 兆円の土地を保有しているが、その一方で、棚卸資産(在庫)を約 43 兆円、機械設備等を約 106 兆円保有しており、バランスシート上では、在庫、機械設備等の合計は土地保有額を上回っている。これら動産を活用した資金調達の余地は大きく、これらを活用できれば、資金調達手段の拡大を通じて、中小企業の資金調達の円滑化につながることを期待できる。

図表 2 動産担保融資の実行額

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
主要行 (11 行)	3,148 億円	5,032 億円	5,275 億円
地域金融機関	585 億円	617 億円	669 億円

(出所) 金融庁『金融庁の 1 年(平成 22 事務年度版)』(平成 23 年 11 月)より作成

## (2) 動産担保融資の具体的取組

動産担保融資の具体的事例を見ると、担保として活用されている動産は多岐にわたる。機械設備を担保としたケースもあれば、在庫を担保としたケースもある。在庫については動植物を含めて多様な在庫が担保に供されている。また、在庫を担保とする場合においては、担保対象物が在庫のみの場合の他に、在庫と売掛債権等を一体として担保とする場合もある（図表3）。

動産担保融資を行う場合、担保となる動産の評価、管理及び処分が重要な鍵となる。以下、動産の評価、管理及び処分の方法について述べていきたい。

図表3 金融機関の動産担保融資の事例

貸し手	借り手業種	担保	融資金額（融資枠）
商工組合中央金庫、北海道銀行 他	ワイン製造	在庫（ワイン）、売掛金、預金口座	3億円
日本政策金融公庫	畜産	在庫（肥育牛）（種豚・肉豚）	1,000万円
岡崎信用金庫	金属製品プレス加工	在庫（部品・鉄板）	1億7,500万円
豊橋信用金庫	胡蝶蘭加工・販売	在庫（胡蝶蘭）、売掛金	1,500万円
三菱東京UFJ銀行	カニ加工	在庫（カニ）	10億円
三菱東京UFJ銀行	水産加工	在庫（カツオ）	5億円
福岡ひびき信用金庫	印刷	機械設備	3,000万円
沖縄振興開発金融公庫	酒造	在庫（泡盛）	非公表

（出所）野村総合研究所『平成21年度経済産業省ABLインフラ整備調査委託事業「ABLの普及・活用に関する調査研究」報告書』（平22年2月）より作成

### ア 担保動産の評価

動産担保融資の実行前において、担保の対象となる動産の担保価値を算定し、融資金額を決定することとなる。

まず、担保となる在庫、機械設備等について、担保として適格か否かの判断を行う。在庫の担保適格性を判断する上で最も重要な視点は処分性があることである。例えば、流動性の高い木材、鉄、紙など、処分性が高いとされているが、商品の転用性、季節性の有無、需給バランス、処分マーケットの存在等によって状況が異なる場合があり、個別に調査を行う必要があるとされる。その一方、担保不適格な在庫（商品）としては、仕掛品、半製品、不良品、特注品などがある。機械設備の場合においては、借り手以外の第三者への転売可能なものであれば、担保としての適格性を有しているとみなされるが、専用性が高く転用が利かないものなどは不適格と考えられている<sup>10</sup>。

次に、担保価値の評価を行う。担保価値については、3種類の価格がある。1つ目は、

通常取引において決定される価格（公正市場価格）である。これは、物件の売手が必要な時間を掛けて買手を見付けられる状況を想定した価格のことである。2つ目は、債務者の破綻により商品（ブランド）価値がある程度低下することを前提に、半年から1年程度の合理的な期間内に買手を見付けられる状況を想定した売却価格（通常処分価格）である。この場合、時間的な余裕を持って、既存の販売チャネルや一般事業者への販売、入札等を利用して処分を行うことを想定している。3つ目は、1か月程度の限られた期間内にオークションなどで強制的に処分しなければならない状況を想定した価格（強制処分価格）である。強制処分価格は通常処分価格より20～30%程度は低くなると言われている。なお、評価額の算出においては、動産の特性などにより、上記の価格の1つのみを検討する場合もあれば、複数の価格で検討する場合もあるとされる<sup>11</sup>。

次に、上記の評価額に掛け目を乗じて貸出基準額を算出する。掛け目を乗じる理由は、担保価値を評価した時点と換価処分が行われる時点とで時間差が生じることや、換価が時間の経過とともに評価額に満たない結果になることが懸念されるためである<sup>12</sup>。我が国では、例えば、在庫のうち、担保適格性を有するものについては、掛け目は50%前後で行うことが多いとの見方があるが<sup>13</sup>、動産は担保の種類など個別性が強いいため、掛け目は個々の案件によって判断せざるを得ないのが実情であろう。なお、米国では、在庫の場合、掛け目は通常25～60%の範囲で、機械設備の場合には、公正市場価格の50%を上限に決定されていると言われる。その設定の際に当たっては、外部の評価会社等の専門的な評価を参考にしながら、貸し手である金融機関が決定している<sup>14</sup>。

## イ 担保動産の管理

動産担保融資の実行後においては、担保対象物である動産の状況を管理する必要がある。

動産は、在庫のように仕入れ・販売による数量・内容の変動や取引相場の変動によってその市場価値が絶えず変動するものが少なくない。そのため、担保価値を逐次把握する必要があり、金融機関としては月次ベースでの担保動産の管理が必要と考えられている<sup>15</sup>。具体的には、借り手企業から担保動産に関する情報の提出を受け、担保対象物の残高や内容をモニタリングする必要があるとも言われる（借り手企業にも、在庫管理や担保動産に関するデータ提供など、金融機関のモニタリングへの協力が求められる）。また、必要に応じて実地調査を行い、提出資料と実際の担保対象物の整合性を確認する必要もある。その結果によっては、担保価値の見直し（評価替え）や融資枠の変更もあり得る。

また、保管や処分に一定の難しさを伴うものの、近年、動植物を担保の対象とするケースが目立つ。災害や動植物の病気などにより担保対象物が死滅するリスクが十分想定されることから、こうした事態が生じることをも念頭に置いてのリスク管理が重要となる。担保対象物が滅失した場合に備えて、担保動産に損害保険を付保しているケースもある<sup>16</sup>。

## ウ 担保動産の処分

万が一、借り手企業が返済不能に陥った場合には、金融機関は担保権を行使して担保としている動産を換価処分し、債権を回収する必要がある。

逆に言えば、換価可能な在庫等を多く有する企業は動産担保融資を利用しやすいということになる。ただし、換価可能な在庫であっても、換価に長期間を要するものや、商品サイクルが短く資産の陳腐化・資産価値の劣化が著しいもの、価格が大きく変動するものは動産担保に向かず、また、換価期間中に変質してしまう生鮮食料品等は動産担保に不向きとされている。業態で言えば、特に小売業は、閉店する店舗を用いて閉店セールを行いながら在庫を一般の消費者に販売するため、換価性に優れており、動産担保の活用に向いているとも言われている<sup>17</sup>。

担保動産を処分する場合、金融機関が当該担保対象物の換価処分方法についての経験やノウハウが不足していると担保対象物の保全及び換価処分に長時間を要してしまい、担保価値が大幅に下落することや担保価値がなくなってしまうこともあり得る。そのため、こうした事態を避けるべく、必要に応じ、専門知識を有する外部の事業者（例えば、換価処分の知識を有する動産評価会社など）とも連携して対応することも考えられる。

## 5. 動産担保融資の課題

これまで述べてきたように、動産担保融資は徐々にではあるが広がってきている。企業が保有している在庫、機械設備の規模などを勘案すると、拡大の余地が大きく、金融機関の中には動産担保融資の専門部署を設置して本格的な事業展開を目指す動きもあるが、今後、動産担保融資が普及・定着していくためには取り組むべき課題も多い。

まず、担保動産の評価、管理及び処分における金融機関の事務負担やコストが挙げられる。融資審査時点における評価や融資実行後のモニタリングにおいては、不動産担保融資に比べて金融機関の事務負担が増えることも予想される。また、金融機関においてコストが掛かることにより、特に規模の小さい案件では融資の魅力が失われる可能性があり、コストの増加は、貸出金利の上乗せという形で借り手企業の経営にも影響を及ぼす懸念も指摘されている<sup>18</sup>。金融機関においては、動産担保融資が融資事業として成り立っていけるようなビジネスモデルを構築することが求められよう。

また、担保動産の評価及び処分においては、統一的・標準的な手法が確立されているとは必ずしも言えず、金融機関が単独で行うことが難しい場合もあるとされている。このような課題に対応するためには、個々の金融機関を含め金融業界として統一的・標準的な評価・処分方法を確立する必要がある。また、動産評価を行う専門事業者の育成や、動産の処分マーケットの整備にも取り組む必要があるとの指摘もある<sup>19</sup>。

一方で、動産担保融資に対する中小企業の認知度は高いとは言えず、その普及・拡大のためには、政府や金融機関による周知活動が必要であろう。また、中小企業においては、「動産を担保にしなければ資金の調達ができず、資金繰りが苦しい企業である」とみなされること（いわゆる風評リスク）を懸念し、動産担保の利用に二の足を踏むケースもあると言われる。この点については、動産を活用した資金調達が一般的な資金調達手段として

認識されるよう、動産担保融資に関する周知徹底と融資案件の蓄積が必要であろう。

## 6. おわりに

動産担保融資は、企業の資金調達が多様化を図るものである。借り手にとっては、不動産担保や個人保証に過度に頼ることなく、在庫等各種の事業資産を有効に活用して資金調達ができることになる。そのため、例えば、創業期や事業の拡大・転換といった、従来型の融資では十分な資金を調達し難い局面においても、資金調達の可能性が高まるであろう。

また、担保が専ら債権回収を確実にする手段と位置付けられる不動産担保融資とは異なり、動産担保融資は、担保となった動産の継続的なモニタリングによる情報共有を通じて、借り手企業と金融機関との間にある情報の非対称性を是正することにもつながる。万一、融資先企業の業績が悪化した場合にも、その兆候を早めに認識し、対応策を講じることが可能となる。同時に、金融機関は、借り手企業の成長性や収益性を見極める機能（いわゆる目利き力）を強化することにも寄与するであろう。

こうした動産担保融資を拡大していくことは、中小企業の金融の円滑化につながるものであり、ひいては我が国経済の成長力強化にも資するものと期待される。

### 【参考文献】

金城亜紀『事業会社のためのABL入門』（日本経済新聞出版社 平成23年12月）

間下聡「動産担保融資の現状と利用拡大に向けた課題」『信金中金月報』（信金中央金庫 平成23年9月）

伊藤眞・中務嗣治郎・深山卓也・中原利明・三上徹・能城弘昭『債権・動産担保』（金融財政事情研究会 平成22年12月）

野村総合研究所『平成21年度経済産業省ABLインフラ整備調査委託事業「ABLの普及・活用に関する調査研究」報告書』（平成22年2月）

トゥルーバグループホールディングス株式会社『アセット・ベースト・レンディングの理論と実務』（金融財政事情研究会 平成20年7月）

---

<sup>1</sup> 中小企業総合研究所『中小企業向け貸出における実態調査』（平17.1）。この調査はその後実施されていない。

<sup>2</sup> 日本銀行金融機構局「中小企業の資金繰りを巡る論点」『日銀レビュー』（日本銀行 平23.6）4頁

<sup>3</sup> 中小企業庁事業環境部金融課『中小企業の再生を促す個人保証等の在り方研究会報告書』（平23.4）11頁

<sup>4</sup> 「経済活性化のための産業金融機能強化策」は、内閣官房、内閣府、金融庁、法務省、財務省、経済産業省、日本銀行の関係省庁等間で検討した結果がまとめられたものである。

<sup>5</sup> 動産譲渡登記制度では、機械のように個別動産を登記する場合と、倉庫にある在庫や商品を一括して登記する場合（集合動産を登記する場合）とがある。なお、動産譲渡に係る登記は、全国で東京法務局（中野出張所）のみで取り扱われており、アクセスに支障があるとの指摘がある（西山義裕「動産・債権譲渡登記制度およびABLと司法書士の取組み」『月報司法書士』（日本司法書士会連合会 平22.10）29頁）。

<sup>6</sup> 金融検査マニュアルにおいて、動産担保が自己査定上の一般担保として取り扱われるためには、①対抗要件が適切に具備されていること、②数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること、③客観性・合理性のある評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、④当該担保につき適切な換価手段が確保さ

れていること、⑤担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続が確立していること、といった要件を満たす必要がある。

<sup>7</sup> 流動資産担保融資保証制度とは、中小企業者が自ら有する売掛債権や棚卸資産を担保として金融機関より借入れを行う際に、信用保証協会が80%の部分保証を行う信用保証制度である。

<sup>8</sup> 動産担保融資等を対象とする成長基盤強化支援資金供給においては、総額5,000億円（1金融機関当たり上限500億円）の貸出枠を設定し、貸付利率年0.1%で資金供給する仕組みである。貸付期間は原則2年、1回の借換えが可能で最長4年間となる。なお、この新たな貸付枠による貸付残高は、平成24年6月8日現在、1,068.9億円である。

<sup>9</sup> 成長基盤強化支援資金供給については、物価の安定（日本銀行法第2条）と金融システムの安定（同法第1条第2項）という日本銀行の本来の使命を逸脱しているのではないかと批判がある（『日本経済新聞』（平24.3.14））。また、成長基盤強化支援資金供給は低金利で資金供給する制度であるため、貸出しの低金利競争に拍車をかけている側面も否定できないとの声がある一方で、この制度で成長分野の案件を掘り起こす意識付けが銀行内で徹底されたことは大きいとの声もある（「徹底検証 日銀は変わったのか 金融緩和の裏にある、成長基盤融資の功罪」『週刊東洋経済』（平24.5.19））。

<sup>10</sup> 野村総合研究所『経済産業省平成19年度動産・債権担保融資（ABL）インフラ整備調査委託事業「動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書テキスト編』（平20.3）36、37頁

<sup>11</sup> 野村総合研究所『平成21年度経済産業省ABLインフラ整備調査委託事業「ABLの普及・活用に関する調査研究」報告書』（平22.2）229、230頁

<sup>12</sup> 金城亜紀『事業会社のためのABL入門』（日本経済新聞出版社 平23.12）33頁

<sup>13</sup> 六川浩明・徳永博久「動産担保融資のコンプライアンス」『ファイナンシャルコンプライアンス』（銀行研修社 平21.11）73頁

<sup>14</sup> 野村総合研究所『経済産業省平成19年度動産・債権担保融資（ABL）インフラ整備調査委託事業「動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書テキスト編』（平20.3）42頁

<sup>15</sup> 松木大「在庫（集合動産）担保融資の仕組み・論点と融資推進での活用」『銀行法務21』（経済法令研究会 平21.1）12頁

<sup>16</sup> 六川浩明・徳永博久「動産担保融資のコンプライアンス」『ファイナンシャルコンプライアンス』（銀行研修社 平21.11）75頁

<sup>17</sup> 金城亜紀『事業会社のためのABL入門』（日本経済新聞出版社 平23.12）145頁、堀内秀晃「不況期にこそ活用が期待される動産・債権担保融資」『週刊金融財政事情』（金融財政事情研究会 平23.2.28）46頁

<sup>18</sup> 間下聡「動産担保融資の現状と利用拡大に向けた課題」『信金中金月報』（信金中央金庫 平23.9）43頁

<sup>19</sup> 日本銀行金融機構局「ABLの現状と一層の活用に向けて」『日銀レビュー』（日本銀行 平23.6）5頁、経済産業省経済産業政策局産業資金課「ABLの概要と課題」（日本銀行：金融高度化セミナー資料（平23.12.5）36頁。このうち「ABLの概要と課題」では、統一的・標準的な評価・処分方法を確立する必要性を指摘した上で、処分マーケットを整備するとともに、例えば不動産鑑定士同等の資格制度を創設し、専門家を育成することも一案とされている。